

## 天王寺区地域自立支援協議会運営要項

自立支援協議会の開催運営について次のとおり行う。

### (1) 開催日

必要に応じて開催日を決める

### (2) 開催場所

天王寺区保健福祉センター（天王寺区役所）

### (3) 事例報告

事例報告については、原則として各機関が輪番で行う

事例報告にあたっては、様式1により行う。対象者のプライバシーにかかる情報については、事例を通して区における障害者への支援にかかる問題点や課題について検討するという本会議の趣旨より、事例の理解にとって必要な最小限度なものに留める。

### (4) 議事進行

事務局の司会により、議事を進行する。

会議は1回あたり2時間程度とする。

議事進行にあたっては、参加者の議論を活発なものとすることを第一に考える。特に質疑応答を促進し、参加者の情報と認識について共有化を図る。

### (5) 議事録の作成

事務局が様式2により会議録を作成し、配布資料とともに編集する。会議録については原則参加者に配布し、これまでの検討経過について認識の共通を図る。

事例対象者等のプライバシーに関する情報が含まれているため、会議録の取り扱いは慎重に行う。

### (6) 推進協議会への報告

年間を通して検討した事項について、大阪市地域自立支援協議会に報告する。

報告書の作成は事務局が行うが、報告内容についてはあくまでも参加機関との話し合いにより決める。

### (7) その他

自立支援協議会の参加者の中に聴覚障がい者が含まれる場合は、本人の希望に基づき手話通訳者の派遣を依頼する。また、その他の障がいのため介護者など付き添いを必要とする参加者については、同席について配慮する。